

殿
高等学校等就学支援金
年 月 日

- 受給資格認定申請書 (初回時)
高等学校等就学支援金 (以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書 (2回目以降)
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にシ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にシ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	姓	名
生徒の氏名		
生徒の生年月日	年 月 日	
生徒の住所	〒	市区町村
保護者等の電話番号	都道府県	
保護者等の電子メールアドレス		
生徒が在学する学校の名称		

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は記入不要です。)

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等)に在学した期間を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	立	(うち支給停止期間等)	
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	立	(うち支給停止期間等)	

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等 (個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等) については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの□にシ印を付けてください。)

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	親権者1名分 (ア又はイのいずれかの□にシ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にシ印を付けてください。)
ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合等
③	未成年後見人1名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合は附随に關する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という。)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	主たる生計維持者1名分 (ア又はイのいずれかの□にシ印を付けてください。) 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
ア	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合
イ	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等
⑥	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等
⑦	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦の□にシ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1~6月の場合には、その前年の1月1日現在)生活扶助を受けている場合は、下の□にシ印を付けてください。)を記入し、家計急変事由(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。)に該当する場合は、□にシ印を付けた上で、3及び4に回答してください。)

(ふりがな)	氏名	生徒との続柄	(ふりがな)	氏名	生徒との続柄
生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている			<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている		
<input type="checkbox"/> 家計急変事由に該当する			<input type="checkbox"/> 家計急変事由に該当する		

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1~6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合は、□にシ印を付けてください。)

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
日本国内に住所を有していない		日本国内に住所を有していない	

※ 収入の修正申告や税額の変更決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合は、支給額が変更となることから、必ず学校に連絡してください。

【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にシ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。)

家計急変事由発生日 年 月 日	家計急変事由発生日 年 月 日
家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容

【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にシ印を付けた保護者等について、申請手書きを参照し、ア〜ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する一年間当たりの収入の額に換算した額を記入してください。)

ア 給与所得の金額に相当する額 円	ア 給与所得の金額に相当する額 円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額 円	イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額 円
ウ その他の所得に相当する額 円	ウ その他の所得に相当する額 円

【5. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にシ印を付けてください。)

- 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを承じます。
- 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

(別紙)

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

- 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。
- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- これまでで就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ハ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)並びに専修学校及び各高等学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限により就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等(公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校)以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、①高等学校(全日制)、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1〜3学年)」、「⑦専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑧専修学校(一般課程)昼間学科」、「⑨専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑩専修学校(一般課程)夜間等学科」、「⑪専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑫専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑬各種学校(外国入学校)」、「⑭各種学校(その他)」の別を記入してください。
- 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいひ、次の①〜⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみ行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ ②. 保護者等の収入の状況について ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。①に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を認めた上で、記入してください。やむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合、例え、ドマステイックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ ②. 保護者等の収入の状況について ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ ②. 保護者等の収入の状況について ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【3. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【4. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条第2項に基づき申請の場合、家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、4月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として4月中旬に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続の途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学して計算（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ト 傷りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 申請をした後は、原則毎年2回、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により、市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から发出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされるときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

姓 高等学校等就学支援金 年 月 日

- 受給資格認定申請書 (初回時)
 - 高等学校等就学支援金 (以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
 - 収入状況届出書 (2回目以降)
 - 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
- (上の2つの□のうち、いずれかの□にシ印を付けてください。)

- (次の事項を必ず確認の上、両方の□にシ印を付けてください。)
- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
 - この申請書又は届出書の記載内容に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正知得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に加えられることがあることを承知しています。

「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。」

ふりがな	姓	名
生徒の氏名	姓	名

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号			
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称			

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は記入不要です。)

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
 ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
 ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間)は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。が通算して36月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含まれません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

- (1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いづれかの□にシ印を付けてください。)
- 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
 (次の①から⑧までのいずれかの□にシ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① 親権者(両親)2名分
 親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にシ印を付けてください)
(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑥から⑧までのいずれかの□にシ印を付けてください。)

② ア
 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかでない場合

③ イ
 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

④ ウ
 ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、
 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

⑤ 未成年後見人 名分
 未成年後見人が選任されている場合
(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

⑥ 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名
 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

⑦ 主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいずれかの□にシ印を付けてください。)

⑧ ア
 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかでない場合

⑨ イ
 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

⑩ ウ
 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、
 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、
 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

⑪ 生徒本人
 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、
 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑫ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑬ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

⑭ 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(ア又は⑧の□にシ印を付けた場合は不要です。緊急変更事由(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特別事由」をいう。)に該当する場合は、□にシ印を付けてください。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
----	--------	----	--------

⑮ 緊急変更事由に該当する

⑯ 緊急変更事由に該当する

※ 収入の修正申告や税額の変更決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別・養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更することがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にシ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。)

家計急変事由発生日 年 月 日	家計急変事由発生日 年 月 日
家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容

【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にシ印を付けた保護者等について、申請手引きを参照し、ア～ウについて高等専門学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。)

ア 給与所得の金額に相当する額 円	ア 給与所得の金額に相当する額 円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額 円	イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額 円
ウ その他の所得に相当する額 円	ウ その他の所得に相当する額 円

【5. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にシ印を付けてください。)

- 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

(別紙)

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。
社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限による就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等(公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校)以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等(休学)していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程) 昼間学科」、「⑧専修学校(一般課程) 昼間学科」、「⑨専修学校(高等課程) 夜間等学科」、「⑩専修学校(一般課程) 夜間等学科」、「⑪専修学校(高等課程) 通信制学科」、「⑫専修学校(一般課程) 通信制学科」、「⑬各種学校(外国人学校)」、「⑭各種学校(その他)」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等(前々年の所得を証明するもの)を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等(前年の所得を証明するもの)を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- ロ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ハ 【2. 保護者等の収入状況について】 (2) ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- (2) ②アの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2) ⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入状況について】 (2) ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入状況について】 (2) ⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確定できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【3. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【4. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

留意事項

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条第2項に基づく申請の場合、家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、4月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月うちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。

ホ 偽りその他の不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や罰則に処されることがあります。

へ 申請をした後は、原則毎年2回、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から届出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支給が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

備考 1 課税証明書を添付する場合は、様式第1号の2（その1）に代えて、この書類を提出すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和四年文部科学省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(所轄庁による通知及び学校法人等による報告)</p> <p>第二条 所轄庁(大学附置の国立学校(教育職員免許法第二条第三項に規定する国立学校をいう。次項において同じ。))又は公立学校(同条第三項に規定する公立学校をいう。以下この項及び次項において同じ。)の教育職員等(学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。以下この条において同じ。)にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定こども園を除く。)の教育職員等にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定こども園に限る。)の教育職員等にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校(同法第二条第三項に規定する私立学校をいう。以下この条において同じ。)の教育職員等にあつては都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下</p>	<p>(所轄庁による通知及び学校法人等による報告)</p> <p>第二条 所轄庁(大学附置の国立学校(教育職員免許法第二条第三項に規定する国立学校をいう。次項において同じ。))又は公立学校(同条第三項に規定する公立学校をいう。以下この項及び次項において同じ。)の教育職員等(学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。以下この条において同じ。)にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定こども園を除く。)の教育職員等にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定こども園に限る。)の教育職員等にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校(同法第二条第三項に規定する私立学校をいう。以下この条において同じ。)の教育職員等にあつては都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>2・3 「略」</p> <p>この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教育職員等にあつては、当該指定都市等の長）をいう。以下この条において同じ。）は、教育職員等が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（所轄庁が免許管理者である場合を除く。）。</p> <p>一 児童生徒性暴力等を行ったことにより拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 「略」</p>
	<p>2・3 「同上」</p> <p>この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教育職員等にあつては、当該指定都市等の長）をいう。以下この条において同じ。）は、教育職員等が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（所轄庁が免許管理者である場合を除く。）。</p> <p>一 児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 「同上」</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第一条、第三条、第四条及び第六条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ、第一条、第三条、第四条及び第六条による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。